

社団法人日本生物学会は、平成23年4月1日に社団法人の解散登記と公益社団法人の設立登記を行いました。今後は公益社団法人日本生物学会として生物工学の更なる進歩普及を目指して、事業を推進していきます。

**関連記事：**

- ⇒ [【本部だより】日本生物工学会の改革へ向けて](#)
- ⇒ [【本部だより】公益法人制度の施行と日本生物工学会](#)

## 公益法人化のメリット

- **公益性に基づく、従来の学会活動との整合・地位向上**

従来より行われてきた日本生物工学会の生物工学分野における数々の学術活動の重要性が広く認められ、一般の方への認知度が高まります。

- **学問分野、会員の社会的地位向上；社会的信用の維持**

学会の社会的信用やブランド価値が向上します。学会員の社会的地位向上に直結するばかりか、次世代の優秀な生物工学研究者が集まることにつながると考えています。

- **組織を見直すことによる学会活性化の機会**

学会の恒常的な活動・組織の見直しによって学会が常に活性化することにつながります。公益社団法人に一度認定されたとしても公益社団法人に留まるためには、認定を永続的に満たす必要があります。これは活動の制約にもつながりますが会員の学会活動に公益性があるという自負、絶えざるチェックにもつながります。

- **税務上の優遇措置（公益法人）の享受**

公的に公益性のある組織として認められた場合、税務上の優遇措置を受けることができます。

- **税務上の優遇措置（寄附者）の享受**

寄附者に対しても税制上の優遇措置があるため、寄附を受けやすくなります。